

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2704号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「四訂 精神保健福祉法詳解（中央法規出版株式会社）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2704号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2704	平成31年2月2日	平成31年2月18日	令和元年6月6日	令和元年7月10日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2704	「四訂 精神保健福祉法詳解（中央法規出版株式会社）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当</p> <p>（本件審査請求文書は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであり、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2704	<p>《措置診察に係る事務について》</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項では、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長。以下同じ。）は、法第23条の規定に基</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2704</p>	<p>づく警察官の通報（以下「法第23条通報」という。）等があった者について、調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医による診察をさせなければならないこととされている。横浜市では、措置診察の実施の要否を判断するための調査においては、法第23条通報等があった者の氏名、住所、性別、生年月日のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、措置入院のための移送に関する事前調査票及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書を作成している。そして、当該調査の結果に基づき、措置診察の実施の要否を決定している。</p> <p>都道府県知事は、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、「四訂 精神保健福祉法詳解（中央法規出版株式会社）」である。審査請求人が、開示請求書に「請求者に送付された非開示決定通知書（健こ特定番号A、平成31年1月25日付け）備考欄に記載の「精神保健福祉法詳解」等の参考にした文献の該当箇所のすべて」と記載して本件開示請求をしたのに対して、実施機関は、本件審査請求文書を特定した上で、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないとして非開示とした。</p> <p>《本件審査請求文書の行政文書該当性について》</p> <p>ア 当審査会で確認したところ、本件審査請求文書は、中央法規出版株式会社のホームページの商品情報に著者、発行日、価格等が掲載され購入が可能であり、横浜市立図書館蔵書検索ページで検索したところ、横浜中央図書館でも所蔵していることが認められた。</p> <p>イ 審査請求人は、開示請求された行政文書が「一般にその内容を容易に知ることができるもの」であるかを確認した上で、条例第2条第2項ただし書第1号の規定を適用するか否かを決定すべきであると主張するが、本件審査請求文書は、一般に書店やインターネットで購入可能であるほか、図書館において閲覧や複写が可能である。</p> <p>ウ したがって、本件審査請求文書は、条例第2条第2項ただし書第1号に掲げる書籍に該当すると解するのが相当であり、同項に規定する行政文書には該当しない。</p> <p>エ 以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないとして非開示とした決定は、妥当である。</p> <p>《本件審査請求文書の特定について》</p> <p>ア 審査請求人は、審査請求人が本件審査請求文書を対象行政文書として特定していると実施機関が勝手に決め込んでいる等として対象行政文書の特定に誤りがあると主張している。</p> <p>イ 実施機関は、本件開示請求の対象行政文書は本件審査請求文書以外にない旨主張しているため、本件審査請求文書を特定したことの妥当性について検討するため、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 平成31年1月25日付非開示決定の非開示決定通知書（平成31年1月25日健こ特定番号A。以下「平成31年1月25日付非開示決定通知書」という。）は、特定年月日aに横浜市こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）においてA担当課長が審査請求人に回答書（特定年月日a 健こ特定番号B。以下「本件回答書」という。）を手交した際に、本件回答書に記載された特定年月日bの法第23条通報（以下「本件通報案件」という。）に係る法第27条第1項に基づく調査及び措置診察の要否の判断についての回答の内容について、審査請求人はA担当課長から「機関（組織）決定された所定の手続きに則ったものである」との説明を受けたとして、審査請求人が当該所定の手続きが記載された規定（文）及び当該機関（組織）決定に係る行政文書の開示を請求したのに対して、実施機関が対象行政文書を保有していないとして非開示とすることを通知した非開示決定通知書である。</p> <p>(イ) 本件通報案件があったのは、区役所の開庁時間外の深夜帯（午後10時から翌日午前8時30分までをいう。以下同じ。）である。法第27条第1項の規定に基づく調査及び措置診察の要否の判断は、法に基づいて行っており、こころの健康相談センター（令和2年4月1日から健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課救急医療係。以下同じ。）が行う法第27条第1項の規定に基づく調査は、こころの健康相談センターに所属する法第23条通報への対応に当たる職員が実際の業務で得た経験を参考に行うため、こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規</p>

答申 番号	判断の要旨
2704	<p>定に基づく調査に関する所定の手続を定めた文書は作成していない。深夜帯における法第23条通報への対応において、判断に迷う場合は、法の逐条解説を参照し、若しくは現場の職員間で協議し、又は電話による責任職からの指示若しくは指定医の助言を得ながら行っている。</p> <p>指示や助言の要否は個別に判断するものであるから、それについて横浜市が独自に明文化したものは無い。</p> <p>判断に迷う場合に参照する法の逐条解説は、本件審査請求文書である。</p> <p>(ウ) 成31年1月25日付非開示決定通知書の備考欄の「回答書の内容に係る手続きは、中央法規社の出版する「精神保健福祉法詳解」における逐条解説等も参考にしています。」にいう「等」は、現場の職員間の協議、電話による責任職からの指示又は指定医の助言を指す。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。</p> <p>(ア) 本件開示請求に係る開示請求書の記載から、審査請求人は、「精神保健福祉法詳解」に限らず、本件回答書に記載された本件通報案件に係る法第27条第1項の規定に基づく調査及び措置診察の要否の判断において参考にした文献の該当箇所の全ての開示を求めているものと解される。</p> <p>(イ) 文献とは、参考となる書物や文書をいい（「大辞林 第四版」(三省堂)）、書籍に限定されない。</p> <p>そのため、本件回答書に記載された本件通報案件に係る法第27条第1項に基づく調査及び措置診察の要否の判断について、書籍に限らず、参考とした書物や文書があれば、本件開示請求の対象行政文書として特定することとなる。</p> <p>(ウ) 実施機関の説明によれば、上記イ(イ)及び(ウ)のとおり、①こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査に関する所定の手続を定めた文書は作成していない。②深夜帯における法第23条通報への対応において、判断に迷う場合は、法の逐条解説を参照し、若しくは現場の職員間で協議し、又は電話による責任職からの指示若しくは指定医の助言を得ながら行っている。指示や助言の要否の判断は個別に行うものであるから、それについて横浜市が独自に明文化したものは無い。③平成31年1月25日付非開示決定通知書の備考欄に記載されている「「精神保健福祉法詳解」における逐条解説等」の「等」は、現場の職員間の協議、電話による責任職からの指示又は指定医の助言を指すとのことである。</p> <p>(エ) 平成31年1月25日付非開示決定に対する審査請求について、実施機関は、令和元年6月14日健こ第314号「行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する審査請求について(諮問)」で、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問し、当審査会は、当該諮問に対して横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2703号(以下「先例答申」という。)で答申をしている。</p> <p>(オ) こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査に関する所定の手続を定めた文書は作成しておらず、深夜帯における法第23条通報への対応において、判断に迷う場合における現場の職員間の協議、電話による責任職からの指示又は指定医の助言について明文化したものは無いとの実施機関の説明は是認できることは、先例答申における判断のとおりである。</p> <p>(カ) そのため、本件審査請求文書のほかに本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情は認められない。</p> <p>(キ) 以上のことから、本件開示請求の対象行政文書は、本件審査請求文書以外には無いとの実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（定義）

第2条（第1項省略）

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
（第2号省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881